

食品安全委員会第96回会合議事概要メモ (米国・カナダ産牛肉諮問関係)

日 時：平成17年5月26日(木) 14:00～15:45
場 所：プルデンシャルタワー7階 食品安全委員会大会議室(公開)
出席者：寺田委員長ほか委員6名出席
傍聴者：報道32名、役所7名、一般28名

- ・ 厚生労働省及び農林水産省から、資料(諮問書及び添付資料)を基に説明を受けた後、審議(主な質疑応答は以下のとおり)。
- ・ 審議の結果、厚生労働省及び農林水産省が、①今後、プリオン専門調査会において、諮問の経緯、内容及び諮問事項についての考え方を十分に説明すること、②プリオン専門調査会からの求めに応じ、必要な資料を追加提出するよう努力すること、③日本向け牛肉に係る米国及びカナダの管理措置の遵守について責任を持つことについて、確認された。
- ・ 今後、本件については、プリオン専門調査会において、中立公正な立場から、科学的知見に基づき、審議されることとなった。

【主な質疑応答】

本間委員：今回の諮問においては、肉エキスなどの加工品の材料としての肉の扱いはどうなるのか。

厚 労 省：牛肉と内臓以外のものは対象とならない。

見上委員：米国及びカナダ両方の諮問となっているが、審議の順序について考えはあるのか。

農 水 省：できれば同時に答申していただければありがたい。

見上委員：輸出プログラム及び輸出基準は、上乘せ規制と考えてよいか。

農 水 省：そう考えてよい。

見上委員：輸出プログラム及び輸出基準の遵守はどのようにして担保するのか。

農 水 省：きちんと守るよう申し入れるし、また、守っているかどうか確認する。

見上委員：飼料規制はリスク評価の対象になるのか。

農 水 省：輸出プログラム及び輸出基準によって管理された牛肉及び内臓のBSEリスクの同等性を審議していただく過程で、評価に必要であれば資料を提出する。

中村委員：今回は、輸出プログラム及び輸出基準によって管理された牛肉及び内臓

に限定してリスク評価を要請したと理解してよいか。

農水省：今回要請した諮問の評価対象は、米国及びカナダ全体の牛肉及び内臓のことではなく、輸出プログラム及び輸出基準によって管理された牛肉及び内臓である。管理措置は品目によって異なるが、今回はすべての管理措置を諮問しているわけではない。

中村委員：昨年10月の日米局長級協議で既に輸入再開に関して、「合意」がなされたのであれば、管理部門のみで判断すればよく、改めてリスク評価を行う必要はないのではないかと。

農水省：昨年10月は、輸入の際の管理措置について「合意」したのではなく、食品安全委員会にリスク評価を要請することを前提に、「認識を共有した」だけである。

小泉委員：「同等性」という諮問はわかりにくい。米国及びカナダ政府がきちんと管理した牛肉及び内臓であるという前提で、vCJDのリスクが同等かどうかを評価すればよいのか。したがって、ポイントは米国・カナダの汚染状況ではないのか。

農水省：管理措置が講じられた牛肉及び内臓のリスク評価を要請したもの。

小泉委員：プリオン専門調査会は月齢判別の専門家がいらないが、月齢判別についても、リスク評価を求める趣旨か。

農水省：牛肉の成熟度について専門家によって検討していただいた結果を踏まえ、評価していただきたい。

小泉委員：月齢判別については、「牛の月齢判別に関する検討会」で既に結論が出ているので、そこで出された統計結果についてヒトへの健康リスクを評価すればよいのか。

農水省：リスク評価に必要な資料は提出するので、統計学的な視点のみならず、これを基に総合的に評価してほしい。

中村委員：国内BSE対策見直しの審議の際に、BSE検査対象月齢の変更についての諮問の理由として、規制の科学的合理性を確保するものとの説明があったが、昨年10月の日米局長級協議において、輸入再開に関して認識を共有した経緯を踏まえると、米国産牛肉の輸入再開を前提として国内BSE対策の見直しが進められてきたと思われても仕方がないのではないかと考えるが、どうなのか。きちんと経緯を整理して説明すべきではないか。

農水省：SPS協定にも規定があるように、科学的に根拠がないのに、輸入を止めることは国際的に認められない。国内BSE対策についても、科学的合理性を確保するため、検討をお願いしたもの。科学的に問題があるリスク管理措置を講ずることはできないので、輸入規制についても科学的合理性をきちんと詰めていただくと考えている。

中村委員：輸出プログラムについて、なぜ、標題が（案）となっているのか。

厚 労 省：米国が作成した輸出プログラムは、日米間でまだ「同意」に至っていない。

寺尾委員：国内BSE対策見直しの答申を受けてから、リスク管理機関においてはどのような対応を行うのか。本当は、まず国内の対策の見直しを決めてから、輸入条件の話に入るべきであり、そこがおかしくなっている。

厚 労 省：パブリックコメント終了後、8月までに省令改正を行う。

寺尾委員：WTO通報は必要なのか。

厚 労 省：必要ではない。

寺尾委員：輸出プログラム及び輸出基準の遵守状況の確認はどのように行うのか。

厚 労 省：書類審査のみならず、現地に赴き確認を行う。

寺田委員長：輸出プログラムについて、カナダは政府が責任を持って確認しているが、米国はどうか。

厚 労 省：USDAが実施する。

中村委員：先日、両省が実施した米国及びカナダにおけるBSE対策に関する現地調査（報告）に関して、施設の選定に問題があるのではないのか。うがってみれば、優良な施設を選んで調査を行ったのではないかと考えられる。また、飼料規制に関して、施設に対して宣誓書の提出が求められているとの記載があるが、規制の遵守に貢献するものなのか。

農 水 省：今回の調査対象は、日本が指定した施設であり、米国及びカナダが指定した施設ではない。また、宣誓書の記載内容違反は、法律により罰せられる。

本間委員：米国及びカナダにおけるSRM除去の信頼性の水準はどうか。

厚 労 省：日本と同等と考える。

寺田委員長：調査報告書は、詳細な情報を記述したものを作成すべき。

—以上—